

附属書 1

MARPOL 73/78 条約附属書 I の改正内容

現行の第 13G 規則を次のように置き換える：

第 13G 規則

事故の場合における油による汚染の防止
(現存船である油タンカーのための措置)

(1) 別段の明文の規定がない限り、この第 13G 規則は、

- (a) 載貨重量 5 千トン以上の油タンカーであって、第 13F 規則に定める日前に建造契約が結ばれるもの、キールが据え付けられるもの又は引き渡しが行われるものに適用する。
- (b) 第 13F 規則の規定に適合する油タンカーであって、第 13F 規則 (1) に定める日前に建造契約が結ばれるもの、キールが据え付けられるもの又は引き渡しが行われるものには適用しない。
- (c) 上記 (a) が適用される油タンカーであって、第 13F 規則 (3) (a) 及び (b)、同規則 (4) 又は同規則 (5) の規定に適合しているもの (ただし、貨物タンクの境界と船側及び船底との間の最小距離要件をすべての点において満たす必要はない。) には適用しない。この場合において、船側の保護距離は、タイプ 2 の貨物タンクの設置に関する国際バルクケミカルコードに定める距離を下回らないものとし、かつ、船底の保護は、第 13E 規則 (4) (b) の規定に適合しなければならない。

(2) 本規則の適用上、

- (a) 「重質ディーゼル油」とは、機関が認め得る方法¹で試験した際に、340 を超えない温度で体積の 50% 以上が蒸留するディーゼル油の蒸留物以外の部分をいう。
- (b) 「燃料油」とは、原油の重質蒸留物又は残留物若しくはそれらの混合物であって、機関が認め得る規格²と同等の特性の熱又は力を生み出す燃料として用いるものをいう。

(3) 本規則の適用上、油タンカーを次のカテゴリーに分類する：

- (a) 「カテゴリー 1 の油タンカー」とは、原油、燃料油、重質ディーゼル油又は潤滑油を貨物として運搬する載貨重量 2 万トン以上の油タンカー、又はその他の油を運搬する載貨重量 3 万トン以上の油タンカーのうち、本附属書第 1 規則 (26) に定義される新船である油タンカーの規定に適合しない油タンカーをいう；
- (b) 「カテゴリー 2 の油タンカー」とは、原油、燃料油、重質ディーゼル油又は潤滑油を貨物として運搬する載貨重量 2 万トン以上の油タンカー、又はその他の油を運搬する載貨重量 3 万トン以上の油タンカーのうち、本附属書第 1 規則 (26) に定義さ

1 米国材料検査協会の標準試験方法 (規格番号 D 8 6) による試験) を参照すること。

2 米国材料検査協会の第 4 号重油の規格 (規格番号 D 3 9 6) 又はこれよりも重質のものを参照すること。

れる新船である油タンカーの規定に適合する油タンカーをいう;

- (c) 「カテゴリー 3の油タンカー」とは、載貨重量 5千トン以上の油タンカーで上記 (a) 及び (b)に規定される載貨重量未満の油タンカーをいう

- (4) 本規定が適用される油タンカーは、2005 年 4月 5日又は次の表に規定される年における当該船舶の引き渡し日に相当する日までに本附属書第 13F規則の規定に適合すること:

油タンカーの カテゴリー	年月日
カテゴリー 1	1982 年 4 月 5 日又はそれ以前に引き渡された船舶にあつては 2005 年4月5日 1982 年 4 月 5 日以降に引き渡された船舶にあつては 2005 年
カテゴリー 2 及び カテゴリー 3	1977 年 4 月 5 日又はそれ以前に引き渡された船舶にあつては 2005 年4月5日 1977 年 4 月 5 日以降 1978 年 1 月 1 日以前に引き渡された船舶にあつては 2005 年 1978 年及び 1979 年に引き渡された船舶にあつては 2006 年 1980 年及び 1981 年に引き渡された船舶にあつては 2007 年 1982 年に引き渡された船舶にあつては 2008 年 1983 年に引き渡された船舶にあつては 2009 年 1984 年以降に引き渡された船舶にあつては 2010 年

- (5) 本規則の (4)の規定に関わらず、油の運送の用に供さない二重底又は二重船側のいずれかが貨物タンクの全長にわたる構造か、又は油の運送の用に供さないダブル・ハル・スペースが貨物タンク全長にわたるが本規則 (1) (c)に規定される本規則の適用除外条件を満たしていない構造であるカテゴリー 2又はカテゴリー 3の油タンカーについて、主管庁は、次を満足することを条件として、本規則 (4)に規定される期日を超えて当該船舶の運航を継続することを認めることができる:

- (a) 当該船舶が 2001年 7月 1日に就航していたこと
- (b) 主管庁が上記の条件に当該船舶が適合することを証する公式記録を確認し、満足すること
- (c) 上記に規定される当該船舶の条件が変更されていないこと
- (d) 運航の継続は、船齢 25歳に達する日を超えないこと

- (6) 引渡しの日から起算して 15年に達する又は達したカテゴリー 2又はカテゴリー 3の油タンカーについて、主管庁は、海洋環境保護委員会が決議 MEPC.94(46)として採択した状態評価スキームに適合することを条件として、運航の継続を認めることができる。ただし、改正は附属書の付録に適用される改正手続きに関する現行条約の第 16条の規定に従って発効され、かつ、有効となるものであること。

- (7) 状態評価スキームの結果、当該船舶が運航の継続に適すると保証されると主管庁が認める場合には、主管庁は、本規則 (4)に規定する日を超えて、カテゴリー 2又はカテゴリー 3の油タンカーの運航を継続することを認めることができる。ただし、当該運航は、2015年における当該船舶の引き渡し日に相当する日又は引き渡しから 25年に達する日のいずれか早い日を超えてはならない。

- (8) (a) 船舶に対して本規則 (5) 節の適用を認める、あるいは (7) 節の規定の適用を認める、停止する、取り下げる又は拒否する主管庁は、機関に対して、本条約の締約国へ、その情報、要すれば、対応策を回章するよう通知しなければならない。
- (b) 本条約の締約国は、以下の規定に適合して運航される油タンカーがその管轄権下にある港又は沖合ターミナルへの入港を拒否する権限を有する。
 - (i) 本規則 (5) 節によって、2015 年の引き渡し日を超えて運航される油タンカー
 - (ii) 本規則 (7) 節による油タンカー

この場合、当該締約国は、機関に対して、他の締約国へ情報として詳細を回章するよう通知しなければならない。

附属書 2

MARPOL 73/78 条約附属書 I の改正内容

第 13G 規則の後に次の規則を追加する：

第 13H 規則

重質油を輸送するタンカーからの油汚染防止

(1) この 13H 規則は、

- (a) 建造日に関係なく載貨重量 600 トン以上の重質油タンカーに適用され、
- (b) 上記(a)が適用されるタンカーであって、第 13F 規則 (3)(a)及び(b)、同規則 (4)又は同規則 (5)の規定に適合している (ただし、貨物タンクの境界と船側及び船底との間の最小距離要件をすべての点において満たす必要はない。)ものについては適用しない。この場合に於いて、船側の保護距離は、タイプ 2 の貨物タンクの設置に関する国際バルクケミカルコードに定める距離を下回らないものとし、かつ、船底の保護は、第 13E 規則(4)(b)の規定に適合しなければならない。

(2) この規則の適用上、「重質油」とは以下のいずれかのものをいう

- (a) 15 における比重が 900 kg/m³ 以上の原油
 - (b) 15 での比重が 900 kg/m³ 以上又は 50 での動粘度が 180 mm²/s 以上の燃料油
 - (c) ビチューメン、タール及びそれらの乳化物
- (b) 「重質油タンカー」とは重質油を積荷として運送する油タンカーをいう

(3) 重質油タンカーは、第 13G 規則のほか、(4)から (8) の要件に適合しなければならない。

(4) この規則の (5)、(6)及び (7)の規定が適用される場合を除くほか、重質油を貨物として運送する載貨重量 600 トン以上の油タンカーは以下の要件に適合しなければならない。

- (a) 載貨重量 5000 トン以上の場合、2005 年 4 月 5 日までに第 13F 規則の規定に適合すること
- (b) 載貨重量 600 トン以上 5000 トン未満の場合、2008 年における当該船舶の引き渡し日に相当する日までに、第 13F 規則 (7) (a) に従った二重底タンク又は他の閉囲場所及び第 13F 規則 (7) (b) に規定する距離 w に適合した第 13F 規則 (3) (a) に従ったウイング・タンク又は他の閉囲場所が備えられていること

- (5) 油の運送の用に供さない二重底又は二重船側のいずれかが貨物タンクの全長にわたる構造か、又は油の運送の用に供さないダブル・ハル・スペースが貨物タンク全長にわたるが本規則 (1) (b) に規定される本規則の適用除外条件を満たしていない構造であるカテゴリー 2 又はカテゴリー 3 の油タンカーについて、主管庁は、次を満足することを条件として、本規則 (3) に規定される期日を超えて当該船舶の運航を継続することを認めることができる：
- (a) 当該船舶が 2003 年 12 月 4 日に就航していたこと
 - (b) 主管庁が上記の条件に当該船舶が適合することを証する公式記録を確認し、満足すること
 - (c) 上記に規定される当該船舶の条件が変更されていないこと
 - (d) 運航の継続は、当該船舶が船齢 25 歳に達する日を超えないこと
- (6) (a) 載貨重量 5000 トン以上の油タンカーで、15 で密度 900 kg/m³ 以上、945 kg/m³ 未満の原油を運送するものについては、13G (6) の状態評価スキームを満足し、かつ、船舶のサイズ、船齢、就航範囲及び構造状態を考慮した上で、当該船舶が運航の継続に適すると主管庁が判断した場合、規則 (4) (a) に規定される期日を超える運航を認めることができる。ただし、当該運航は、船齢 25 年を超えてはならない。
- (b) 載貨重量 600 トン以上、5000 トン未満の重質油タンカーについては、船舶のサイズ、船齢、就航範囲及び構造状態を考慮した上で、当該船舶が運航の継続に適すると主管庁が判断した場合、規則 (4) (b) に規定される期日を超える運航を認めることができる。ただし、当該運航は、船齢 25 年を超えてはならない。
- (7) 本条約の締約国は、載貨重量 600 トン以上のタンカーについて、以下の条件を満たすものについては、本規則の規定を免除することができる。
- (a) もっぱら自国の権限下にある海域に従事するか又は自国の権限下にある海域に位置する重質油の浮遊貯蔵施設として使用されるもの
 - (b) 2 国間の合意を得て、もっぱら他の一国の権限下にある海域に従事するか又は他の一国の権限下にある海域に位置する重質油の浮遊貯蔵装置施設としての使用に供されるタンカー
- (8) (a) 船舶に対して本規則 (5)、(6) あるいは (7) 節の適用を認める、停止する、取り下げる又は拒否する主管庁は、機関に対して、本条約の締約国へ、その情報 要すれば、対応策を回章するよう通知しなければならない。
- (b) 本条約の締約国は、本規則 (5) あるいは (6) 節の規定に適合して運航される油タンカーがその権限下にある港又は沖合ターミナルへ入港すること、あるいは、船

船の安全又は人命救助を目的とする場合を除いて、その権限下にある海域で船舶から船舶へ重質油を積み替えることを拒否する権限を有する。この場合、当該締約国は、機関に対して、他の締約国へ情報として詳細を回章するよう通知しなければならない。